## 情報開示の考え方

- ① 開設指針を制定する意思決定過程における国の内部における審議、検討に関する情報であり、構成員間の率直な意見の交換を促すため、本件会合は非公開とする。
- ② 電波監理審議会の諮問及び答申を経て当該周波数帯に係る開設 指針が制定されるまでの間、構成員名簿、本件会合資料及び議事 録は、不開示とする。また、議事録の開示の際には、構成員個人 の発言内容が特定されないよう匿名で行う。

## (参照条文)

◎行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)

# (行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

#### 一~四(略)

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政 法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情 報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは 意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間 に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若 しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

### 六 (略)